

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月11日提出
【計算期間】	第24特定期間(自 2024年10月16日至 2025年4月14日)
【ファンド名】	米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり 米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド合計で5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各ファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型投信		その他資産
	内 外	資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<為替ヘッジあり>

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (MLP等))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

< 為替ヘッジなし >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (MLP等))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (MLP等))	投資信託証券を通じて、主としてMLP等 ^{*1} に投資する。
年12回 (毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*2} 」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 ＭＬＰ等については、「ファンドの特色」をご参照ください。

* 2 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1 主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等を主要投資対象とします。

◆ 各ファンドは、USエネルギーMLPファンド^{*1}（以下、「USMLPF」ということがあります。）への投資を通じて、主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等^{*2}に投資を行います。

各ファンドは、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*1 USMLPFは、米ドル建のケイマン籍投資信託証券で、ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。

*2 MLP等には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー）の出資持分、MLPに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびMLPに関連するその他の証券を含みます。

なお、当ファンドにおいて、「MLP」とは、「MLP」および「MLPの出資持分」の両方をいいます。

また、当ファンドにおいて、「MLP」には、上記のようなLLCを含めることがあります。

※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。

MLPとは



特色2

「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の計2本のファンドで構成されています。

- ◆ 「為替ヘッジあり」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
- ◆ 「為替ヘッジなし」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

【スイッチング】

各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

■ ファンドのしくみ

- ◆ 当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※ USエネルギーMLPファンドは、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。

※ 当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJアセットマネジメントが運用を行います。

※ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があるほか、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ◆ 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

- ◆ 原則として安定した分配を継続することを目指します。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。
- ◆ 基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



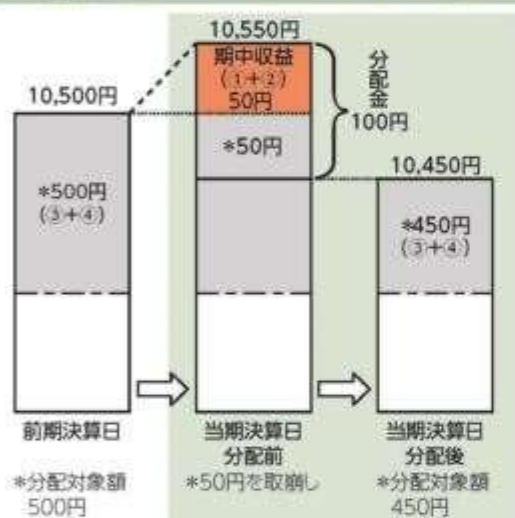
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

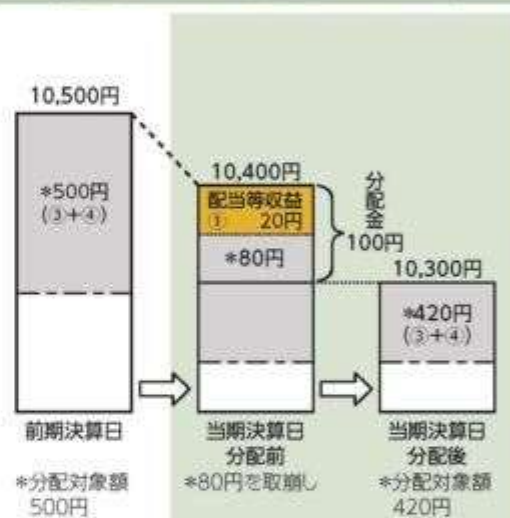
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



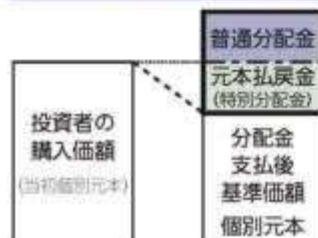
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（２）【ファンドの沿革】

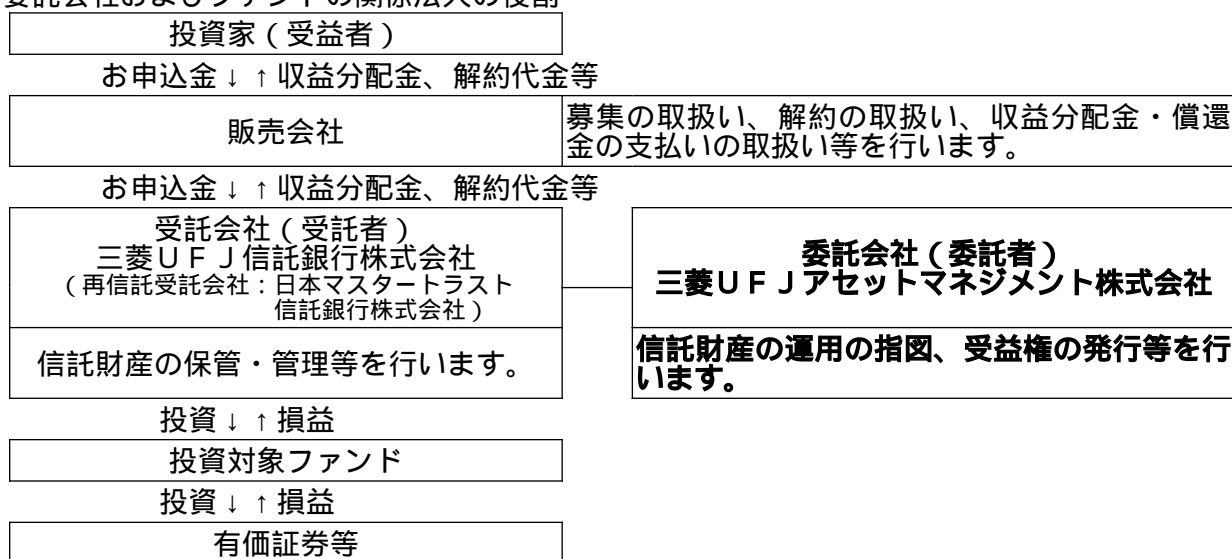
2013年6月28日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

2022年7月13日 信託期間を2023年6月9日までから2028年6月13日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2025年4月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
a．ＵＳエネルギーＭＬＰファンドへの投資を通じて、主にエネルギーや天然資源に関連するＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）等[*]を実質的な主要投資対象とします。 [*] ＭＬＰ等には、ＭＬＰの出資持分のほか、ＭＬＰと実質的に同様の経済的な特徴を有するＬＬＣ（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー）の出資持分、ＭＬＰに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびＭＬＰに関連するその他の証券を含みます。	
b．外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。	b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
c．資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。	

各ファンドの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「ＵＳエネルギーＭＬＰファンド」を選定しました。また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

米ドル建の外国投資信託であるＵＳエネルギーＭＬＰファンドの受益証券を主要投資対象とします。また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投

資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、米ドル建の外国投資信託であるＵＳエネルギーＭＬＰファンドの受益証券のほか、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．およびb．の証券または証書の性質を有するもの
 - d．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

■ USエネルギーMLPファンドの概要

ファンド名称	USエネルギーMLPファンド
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／米ドル建
目的及び基本的性格	安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資の基本方針	主にエネルギーや天然資源に関連するMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)等*を主要投資対象とします。 * MLP等には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)の出資持分、MLPIに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびMLPIに関連するその他の証券を含みます。
運用方針	・主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等を主要投資対象とします。ポートフォリオの構築に際しては、基本的にボトムアップ・アプローチによる独自のファンダメンタルズ分析を活用し、長期的な資産価値の創出が可能であり、支払われる分配金(株式に投資した場合における配当等を含みます)の増加が見込まれる銘柄等に投資を行います。 ※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。 ・MLP等の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・個別証券の投資割合は、純資産総額の10%以内とします。
投資顧問会社	ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (Neuberger Berman Investment Advisers LLC)
信託期限	無期限
設定日	2013年6月28日
会計年度末	毎年12月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.92%程度 (運用報酬:年率0.80%、管理費用:年率0.12%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する相続、組入れているMLP等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資信託の信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の1口当たり純資産価格の0.3%

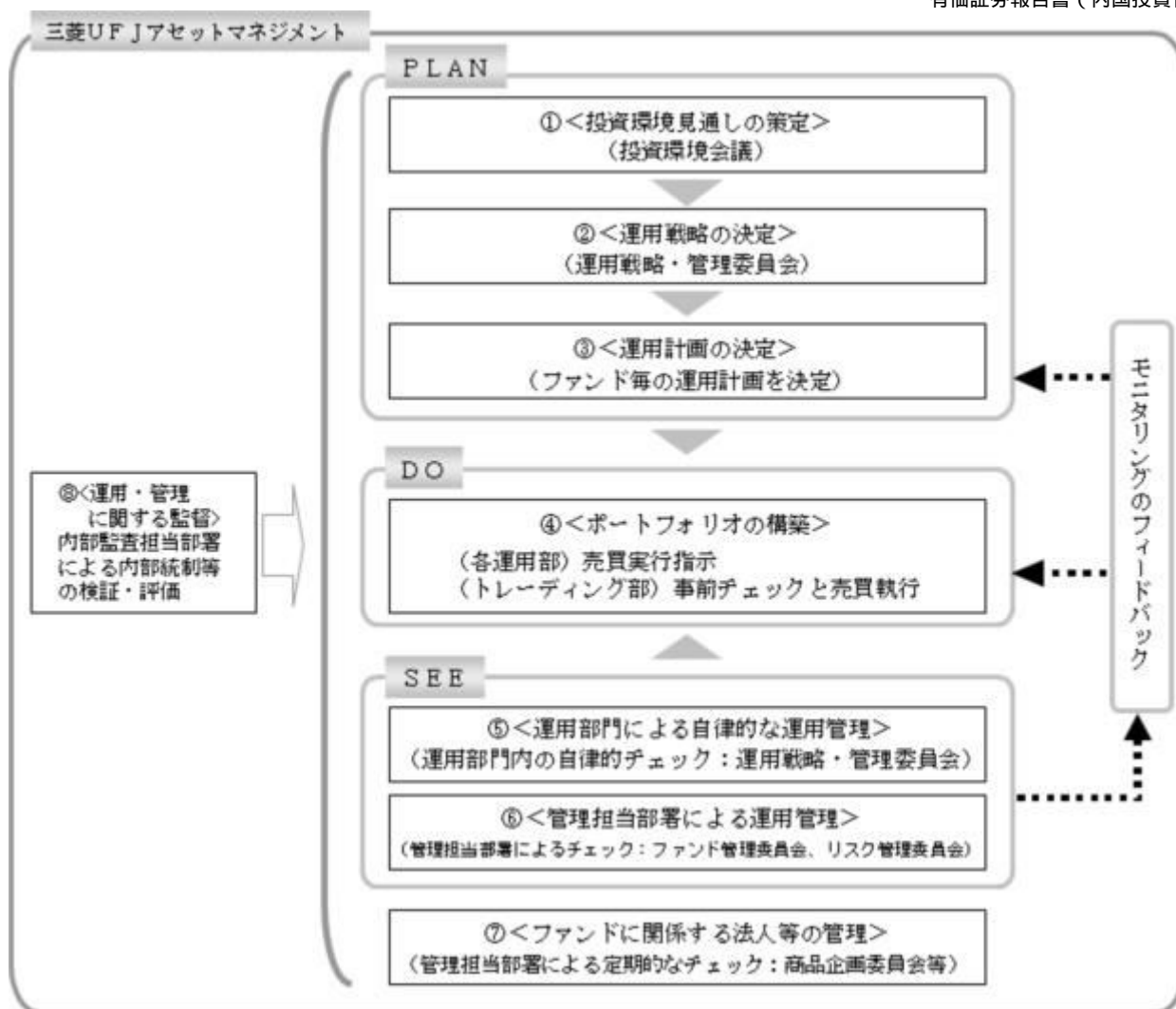
「ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー」について

ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(所在地:米国)は、ニューバーガー・バーマン・グループの一員であり、同グループの運用会社としての機能を有します。ニューバーガー・バーマン・グループは、1939年創業の独立系運用会社であり、米国、英国、香港等に運用拠点を置き、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を世界の機関投資家や富裕層向けに提供しています。(2025年4月末現在)

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度	わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 （ア）A - 2 格相当以上の短期信用格付 （イ）A 格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からA A格相当以上の長期信用格付またはA - 1 格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な関係法人	・ 委託会社：三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社 ・ 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当

部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は2013年8月13日とします。なお、第1期および第2期の決算日には原則として分配を行いません。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の１０％を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から

翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等に投資を行います。そのため、投資対象の事業から得られる収入、MLP等の市況、市場金利の変動等の影響を受けることとなり、MLP等の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

<為替ヘッジあり>

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、為替変動リスクが生じます。米ドル建資産（外国投資信託）については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<為替ヘッジなし>

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、米ドルが円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

実質的な投資対象であるMLP等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向やMLP等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入れているMLP等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。一般的に、MLP等は株式等に比べ市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

特定の事業への集中投資リスク

ファンドは、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等に集中的に投資を行います。そのため、エネルギーや天然資源の需給関係、技術進歩、経済的・政治的事由および戦争・テロ等の影響を受け、MLP等の価格が変動した場合には、ファンドの基準価

額が大幅に変動することがあります。

MLP固有のリスク

- a．MLPは、一般的に収入の大部分を出資者に分配するため、内部留保される資金額が限定されます。新たな事業への投資にあたっては、外部から資金を調達する場合があり、財務内容が良好でないと判断されたMLPは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
- b．MLPの経営陣等による事業の運営管理手法等が、MLPの収益力や財務内容の悪化を招きMLPの価格形成等に影響を与えることがあります。

その他の主な留意点

- a．米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて

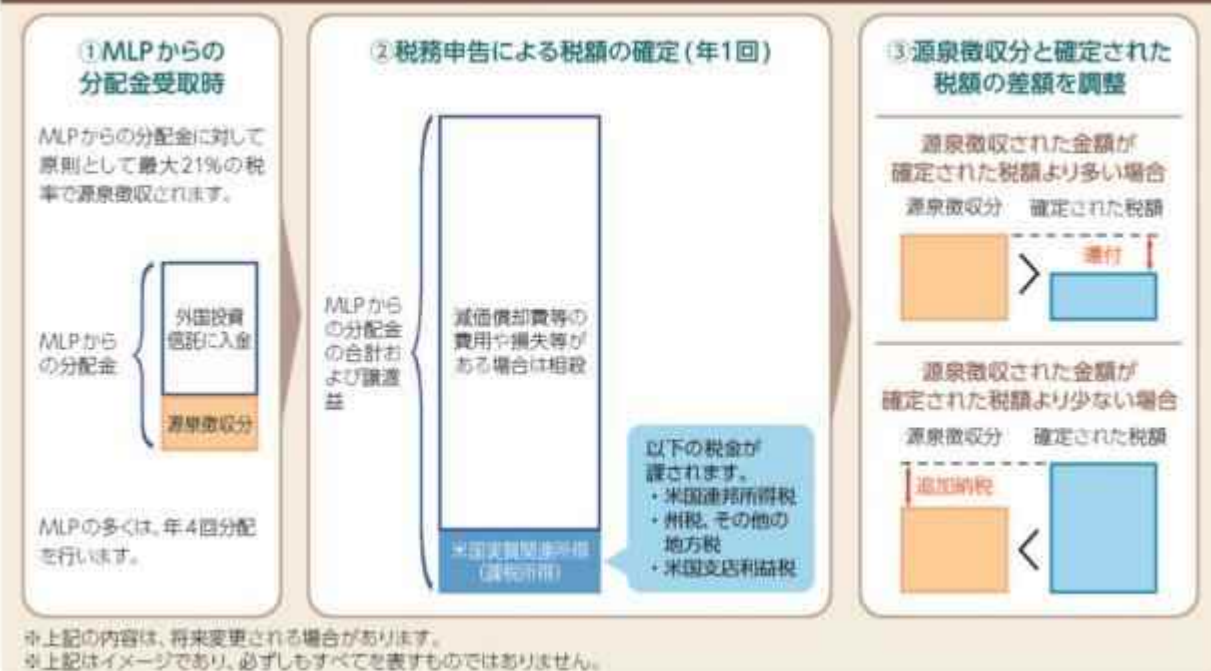
- ・当ファンドが投資する外国投資信託（本項において「外国投資信託」といいます。）が籍を置くケイマン諸島は、米国との間に租税条約がなく、外国投資信託の行う米国への投資による収益について軽減税率は適用されません。
- ・米国の連邦税法上、MLPは一般的にパートナーシップとして扱われ、MLPの段階では連邦所得税が課税されず、MLPを保有する各パートナー（出資者）の段階において課税されます。なお、外国投資信託の保有するMLPが今後または過去に遡及して米国連邦税法上のパートナーシップとしてのステータスを失うことにより、外国投資信託のMLPへの投資による収益の減少をもたらす可能性があります。
- ・外国投資信託は保有するMLPのパートナーとして、その持分に応じて、MLPの収入、損失、費用等が割り当てられ、MLPからの分配金の受取りの有無にかかわらず、課税所得となる米国実質関連所得に対して以下の税金がかかります。
 - 米国連邦所得税（米国実質関連所得に対して最大21％）
 - 州税、その他の地方税
 - 米国支店利益税（米国実質関連所得から米国連邦所得税を控除した額に対して30％）

※米国支店利益税の課税対象額は、外国投資信託の純資産のうち米国に投資される部分の増減によっても変動します。

過去の実績においては、MLPからの収入の大部分は減価償却費等の費用や損失等で相殺され、米国実質関連所得は比較的抑えられてきました。しかしながら、米国実質関連所得は様々な理由で変動します。例えば、保有するMLPの投資活動の大幅な減速による減価償却費の減少は、米国実質関連所得の増加につながる可能性があり、この米国実質関連所得の増加は外国投資信託における支払い税額の増加と純資産の減少につながります。

- ・外国投資信託における上述の税額は、税務申告することで初めて確定します。外国投資信託では、MLPからの分配金に対して原則として最大21％の税率で源泉徴収されますが、その後、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われます。源泉徴収された金額が確定された税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された金額が確定された税額より少ない場合には追加納税となります。このように、外国投資信託が税務申告を行ったうえで確定される税額は源泉徴収された金額と異なることがあるため、税額が確定した時点において外国投資信託の純資産が変動し、この結果、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

外国投資信託における米国のMLPにかかる税金処理プロセスのイメージ



・なお、MLPからの分配金のうち、投資元本の払戻しに相当する部分については、これによって外国投資信託におけるMLPの取得原価が引下げられ、将来の譲渡益の増加につながる可能性があります。

※2023年1月1日から米国においてMLPの取引にかかる新たな源泉徴収制度が施行されました。

同制度では、原則として外国人投資家が保有するMLPの売却額の10%相当が源泉徴収の対象となります。

なお、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われる見込みです。

※（米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて）は、2025年4月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。現地の税制が変更された場合等には、税率等が変更になることがあります。

- b. 実質的な投資対象であるMLP等に適用される法律や税制、規制が変更されたり、新たな法律や税制、規制が適用された場合には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- c. 主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなった場合には、繰上償還されます。また、各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各ファンドの受益権の総口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- d. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- e. 各ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はい行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- f. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- g. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジあり

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.1880%（税抜1.0800%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されません。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記のほかに各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率^{*}は、年率2.1080%程度（税込）（年率2.0000%程度（税抜））です。

^{*} 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ＵＳエネルギーＭＬＰファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.80%、管理費用：年率0.12%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、投資対象とする投資信託証券における、信託財産に関する租税、組入れているＭＬＰ等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資信託の信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年10月16日～2025年4月14日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり	2.49%	2.09%	0.40%
為替ヘッジなし	2.50%	2.10%	0.40%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】**【米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】****（１）【投資状況】**

2025年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	1,705,814,818	97.71
親投資信託受益証券	日本	1,002,192	0.06
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	38,887,493	2.23
純資産総額		1,745,704,503	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】****a 評価額上位30銘柄**

2025年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	投資信託受益証券	ＵＳエネルギーMLPファンド	2,913,258,554	0.54	1,598,240,909	0.58	1,705,814,818	97.71
日本	親投資信託受益証券	マナー・プール マザーファンド	996,215	1.0058	1,001,993	1.0060	1,002,192	0.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.71
親投資信託受益証券	0.06
合計	97.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第22計算期間末日	(2015年 5月13日)	12,446,785,901	12,487,933,448	9,075	9,105
第23計算期間末日	(2015年 6月15日)	12,024,191,044	12,066,346,848	8,557	8,587
第24計算期間末日	(2015年 7月13日)	11,108,248,982	11,148,428,696	8,294	8,324
第25計算期間末日	(2015年 8月13日)	9,770,759,544	9,808,939,646	7,677	7,707
第26計算期間末日	(2015年 9月14日)	8,341,568,131	8,378,142,421	6,842	6,872
第27計算期間末日	(2015年10月13日)	8,344,407,740	8,380,000,848	7,033	7,063
第28計算期間末日	(2015年11月13日)	6,762,600,628	6,797,069,065	5,886	5,916
第29計算期間末日	(2015年12月14日)	5,082,895,402	5,116,127,133	4,589	4,619
第30計算期間末日	(2016年 1月13日)	4,340,761,193	4,373,454,051	3,983	4,013
第31計算期間末日	(2016年 2月15日)	3,733,965,889	3,765,784,689	3,521	3,551
第32計算期間末日	(2016年 3月14日)	4,984,456,923	5,018,151,350	4,438	4,468
第33計算期間末日	(2016年 4月13日)	5,878,096,176	5,914,442,192	4,852	4,882
第34計算期間末日	(2016年 5月13日)	6,927,830,588	6,965,938,282	5,454	5,484
第35計算期間末日	(2016年 6月13日)	7,814,282,016	7,856,098,684	5,606	5,636
第36計算期間末日	(2016年 7月13日)	8,120,785,836	8,162,386,964	5,856	5,886
第37計算期間末日	(2016年 8月15日)	8,189,985,999	8,231,939,652	5,856	5,886
第38計算期間末日	(2016年 9月13日)	8,533,922,612	8,577,573,611	5,865	5,895
第39計算期間末日	(2016年10月13日)	8,513,819,212	8,557,690,793	5,822	5,852
第40計算期間末日	(2016年11月14日)	8,358,684,962	8,402,221,607	5,760	5,790
第41計算期間末日	(2016年12月13日)	9,066,100,389	9,110,980,190	6,060	6,090
第42計算期間末日	(2017年 1月13日)	11,760,681,773	11,816,533,658	6,317	6,347
第43計算期間末日	(2017年 2月13日)	14,044,141,269	14,107,340,825	6,667	6,697
第44計算期間末日	(2017年 3月13日)	14,257,854,483	14,325,040,023	6,366	6,396
第45計算期間末日	(2017年 4月13日)	14,569,468,538	14,637,442,630	6,430	6,460
第46計算期間末日	(2017年 5月15日)	13,897,518,437	13,964,513,301	6,223	6,253
第47計算期間末日	(2017年 6月13日)	12,977,186,497	13,043,933,317	5,833	5,863
第48計算期間末日	(2017年 7月13日)	13,362,782,517	13,430,039,145	5,961	5,991
第49計算期間末日	(2017年 8月14日)	12,417,002,544	12,481,781,462	5,750	5,780
第50計算期間末日	(2017年 9月13日)	12,195,887,945	12,258,711,379	5,824	5,854
第51計算期間末日	(2017年10月13日)	11,748,353,457	11,808,526,915	5,857	5,887

第52計算期間末日	(2017年11月13日)	10,592,177,868	10,650,489,080	5,449	5,479
第53計算期間末日	(2017年12月13日)	10,360,481,212	10,417,606,732	5,441	5,471
第54計算期間末日	(2018年 1月15日)	11,122,173,892	11,178,312,680	5,944	5,974
第55計算期間末日	(2018年 2月13日)	9,442,956,088	9,496,595,708	5,281	5,311
第56計算期間末日	(2018年 3月13日)	9,085,070,016	9,138,048,137	5,145	5,175
第57計算期間末日	(2018年 4月13日)	8,269,930,561	8,321,152,271	4,844	4,874
第58計算期間末日	(2018年 5月14日)	8,657,501,969	8,708,325,447	5,110	5,140
第59計算期間末日	(2018年 6月13日)	9,022,328,612	9,072,681,364	5,375	5,405
第60計算期間末日	(2018年 7月13日)	8,596,895,948	8,646,279,885	5,222	5,252
第61計算期間末日	(2018年 8月13日)	8,716,320,597	8,763,726,127	5,516	5,546
第62計算期間末日	(2018年 9月13日)	8,303,474,090	8,350,271,952	5,323	5,353
第63計算期間末日	(2018年10月15日)	7,830,362,752	7,876,239,100	5,121	5,151
第64計算期間末日	(2018年11月13日)	7,243,979,842	7,289,185,867	4,807	4,837
第65計算期間末日	(2018年12月13日)	6,835,805,109	6,880,281,679	4,611	4,641
第66計算期間末日	(2019年 1月15日)	6,596,351,445	6,640,050,410	4,528	4,558
第67計算期間末日	(2019年 2月13日)	6,714,125,815	6,757,497,364	4,644	4,674
第68計算期間末日	(2019年 3月13日)	6,679,689,330	6,722,559,669	4,674	4,704
第69計算期間末日	(2019年 4月15日)	6,752,208,685	6,794,199,618	4,824	4,854
第70計算期間末日	(2019年 5月13日)	6,450,063,642	6,491,667,227	4,651	4,681
第71計算期間末日	(2019年 6月13日)	6,094,544,270	6,135,512,181	4,463	4,493
第72計算期間末日	(2019年 7月16日)	6,295,312,104	6,335,900,124	4,653	4,683
第73計算期間末日	(2019年 8月13日)	5,484,432,331	5,524,211,129	4,136	4,166
第74計算期間末日	(2019年 9月13日)	5,428,168,615	5,467,230,447	4,169	4,199
第75計算期間末日	(2019年10月15日)	5,193,712,383	5,232,428,304	4,024	4,054
第76計算期間末日	(2019年11月13日)	4,892,877,196	4,931,297,619	3,821	3,851
第77計算期間末日	(2019年12月13日)	4,528,407,528	4,563,674,468	3,852	3,882
第78計算期間末日	(2020年 1月14日)	4,581,480,860	4,615,854,797	3,999	4,029
第79計算期間末日	(2020年 2月13日)	4,132,146,352	4,148,850,764	3,711	3,726
第80計算期間末日	(2020年 3月13日)	2,039,296,532	2,055,783,679	1,855	1,870
第81計算期間末日	(2020年 4月13日)	2,286,830,922	2,303,491,524	2,059	2,074
第82計算期間末日	(2020年 5月13日)	2,743,563,646	2,760,316,560	2,456	2,471
第83計算期間末日	(2020年 6月15日)	3,152,987,575	3,170,373,207	2,720	2,735
第84計算期間末日	(2020年 7月13日)	2,762,676,522	2,779,771,949	2,424	2,439
第85計算期間末日	(2020年 8月13日)	2,999,127,817	3,016,204,630	2,634	2,649
第86計算期間末日	(2020年 9月14日)	2,532,974,117	2,549,758,766	2,264	2,279
第87計算期間末日	(2020年10月13日)	2,505,168,227	2,516,078,345	2,296	2,306
第88計算期間末日	(2020年11月13日)	2,585,099,349	2,595,751,475	2,427	2,437
第89計算期間末日	(2020年12月14日)	3,023,773,170	3,033,933,643	2,976	2,986
第90計算期間末日	(2021年 1月13日)	3,012,780,194	3,022,615,281	3,063	3,073
第91計算期間末日	(2021年 2月15日)	2,877,979,591	2,887,389,681	3,058	3,068
第92計算期間末日	(2021年 3月15日)	3,113,950,149	3,123,075,216	3,413	3,423
第93計算期間末日	(2021年 4月13日)	2,925,144,137	2,934,101,225	3,266	3,276

第94計算期間末日	(2021年 5月13日)	3,065,131,017	3,073,797,883	3,537	3,547
第95計算期間末日	(2021年 6月14日)	3,295,130,472	3,303,572,324	3,903	3,913
第96計算期間末日	(2021年 7月13日)	3,079,675,076	3,087,840,521	3,772	3,782
第97計算期間末日	(2021年 8月13日)	2,862,501,810	2,870,503,943	3,577	3,587
第98計算期間末日	(2021年 9月13日)	2,702,873,076	2,710,544,699	3,523	3,533
第99計算期間末日	(2021年10月13日)	2,841,079,047	2,848,416,962	3,872	3,882
第100計算期間末日	(2021年11月15日)	2,726,413,947	2,733,489,647	3,853	3,863
第101計算期間末日	(2021年12月13日)	2,510,365,950	2,517,259,882	3,641	3,651
第102計算期間末日	(2022年 1月13日)	2,552,324,820	2,558,981,350	3,834	3,844
第103計算期間末日	(2022年 2月14日)	2,500,695,581	2,507,243,895	3,819	3,829
第104計算期間末日	(2022年 3月14日)	2,572,004,503	2,578,393,393	4,026	4,036
第105計算期間末日	(2022年 4月13日)	2,619,740,205	2,625,968,323	4,206	4,216
第106計算期間末日	(2022年 5月13日)	2,468,460,690	2,474,751,293	3,924	3,934
第107計算期間末日	(2022年 6月13日)	2,610,718,762	2,617,012,929	4,148	4,158
第108計算期間末日	(2022年 7月13日)	2,345,368,826	2,351,624,851	3,749	3,759
第109計算期間末日	(2022年 8月15日)	2,589,726,205	2,595,884,392	4,205	4,215
第110計算期間末日	(2022年 9月13日)	2,586,333,217	2,592,467,578	4,216	4,226
第111計算期間末日	(2022年10月13日)	2,224,672,483	2,230,766,747	3,650	3,660
第112計算期間末日	(2022年11月14日)	2,408,407,528	2,414,413,431	4,010	4,020
第113計算期間末日	(2022年12月13日)	2,323,592,379	2,329,532,719	3,912	3,922
第114計算期間末日	(2023年 1月13日)	2,362,816,505	2,368,795,959	3,952	3,962
第115計算期間末日	(2023年 2月13日)	2,305,472,994	2,311,519,149	3,813	3,823
第116計算期間末日	(2023年 3月13日)	2,134,301,288	2,140,242,863	3,592	3,602
第117計算期間末日	(2023年 4月13日)	2,165,194,556	2,171,029,756	3,711	3,721
第118計算期間末日	(2023年 5月15日)	2,084,770,176	2,090,567,306	3,596	3,606
第119計算期間末日	(2023年 6月13日)	2,018,966,993	2,024,610,302	3,578	3,588
第120計算期間末日	(2023年 7月13日)	2,050,144,653	2,055,700,904	3,690	3,700
第121計算期間末日	(2023年 8月14日)	1,993,570,387	1,999,085,344	3,615	3,625
第122計算期間末日	(2023年 9月13日)	1,935,164,474	1,940,577,892	3,575	3,585
第123計算期間末日	(2023年10月13日)	1,797,423,143	1,802,777,679	3,357	3,367
第124計算期間末日	(2023年11月13日)	1,763,868,576	1,769,128,420	3,353	3,363
第125計算期間末日	(2023年12月13日)	1,761,421,165	1,766,556,830	3,430	3,440
第126計算期間末日	(2024年 1月15日)	1,726,680,428	1,731,671,099	3,460	3,470
第127計算期間末日	(2024年 2月13日)	1,615,159,084	1,620,028,942	3,317	3,327
第128計算期間末日	(2024年 3月13日)	1,638,878,129	1,643,557,044	3,503	3,513
第129計算期間末日	(2024年 4月15日)	1,618,611,695	1,623,226,122	3,508	3,518
第130計算期間末日	(2024年 5月13日)	1,666,214,974	1,670,752,279	3,672	3,682
第131計算期間末日	(2024年 6月13日)	1,616,882,155	1,621,296,645	3,663	3,673
第132計算期間末日	(2024年 7月16日)	1,640,774,114	1,645,159,677	3,741	3,751
第133計算期間末日	(2024年 8月13日)	1,606,404,885	1,610,788,082	3,665	3,675
第134計算期間末日	(2024年 9月13日)	1,621,945,474	1,626,261,904	3,758	3,768
第135計算期間末日	(2024年10月15日)	1,684,823,215	1,689,055,859	3,981	3,991

第136計算期間末日	(2024年11月13日)	1,748,319,435	1,752,496,491	4,186	4,196
第137計算期間末日	(2024年12月13日)	1,698,910,224	1,703,004,566	4,149	4,159
第138計算期間末日	(2025年 1月14日)	1,661,954,383	1,666,005,847	4,102	4,112
第139計算期間末日	(2025年 2月13日)	1,681,956,973	1,683,995,332	4,126	4,131
第140計算期間末日	(2025年 3月13日)	1,726,051,363	1,728,167,076	4,079	4,084
第141計算期間末日	(2025年 4月14日)	1,639,332,031	1,641,461,563	3,849	3,854
	2024年 4月末日	1,628,736,082	—	3,567	—
	5月末日	1,631,462,763	—	3,642	—
	6月末日	1,625,760,425	—	3,693	—
	7月末日	1,634,698,701	—	3,724	—
	8月末日	1,662,328,941	—	3,804	—
	9月末日	1,660,988,327	—	3,851	—
	10月末日	1,654,772,691	—	3,939	—
	11月末日	1,807,614,162	—	4,365	—
	12月末日	1,644,957,511	—	4,048	—
	2025年 1月末日	1,733,051,049	—	4,239	—
	2月末日	1,651,552,393	—	4,080	—
	3月末日	1,808,975,199	—	4,209	—
	4月末日	1,745,704,503	—	4,095	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円

第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円
第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円

第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円
第112計算期間	10円
第113計算期間	10円
第114計算期間	10円
第115計算期間	10円
第116計算期間	10円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	10円
第121計算期間	10円
第122計算期間	10円
第123計算期間	10円
第124計算期間	10円
第125計算期間	10円

第126計算期間	10円
第127計算期間	10円
第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	5円
第140計算期間	5円
第141計算期間	5円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第22計算期間	0.25
第23計算期間	5.37
第24計算期間	2.72
第25計算期間	7.07
第26計算期間	10.48
第27計算期間	3.23
第28計算期間	15.88
第29計算期間	21.52
第30計算期間	12.55
第31計算期間	10.84
第32計算期間	26.89
第33計算期間	10.00
第34計算期間	13.02
第35計算期間	3.33
第36計算期間	4.99
第37計算期間	0.51
第38計算期間	0.66
第39計算期間	0.22
第40計算期間	0.54
第41計算期間	5.72
第42計算期間	4.73
第43計算期間	6.01
第44計算期間	4.06

第45計算期間	1.47
第46計算期間	2.75
第47計算期間	5.78
第48計算期間	2.70
第49計算期間	3.03
第50計算期間	1.80
第51計算期間	1.08
第52計算期間	6.45
第53計算期間	0.40
第54計算期間	9.79
第55計算期間	10.64
第56計算期間	2.00
第57計算期間	5.26
第58計算期間	6.11
第59計算期間	5.77
第60計算期間	2.28
第61計算期間	6.20
第62計算期間	2.95
第63計算期間	3.23
第64計算期間	5.54
第65計算期間	3.45
第66計算期間	1.14
第67計算期間	3.22
第68計算期間	1.29
第69計算期間	3.85
第70計算期間	2.96
第71計算期間	3.39
第72計算期間	4.92
第73計算期間	10.46
第74計算期間	1.52
第75計算期間	2.75
第76計算期間	4.29
第77計算期間	1.59
第78計算期間	4.59
第79計算期間	6.82
第80計算期間	49.60
第81計算期間	11.80
第82計算期間	20.00
第83計算期間	11.35
第84計算期間	10.33
第85計算期間	9.28
第86計算期間	13.47

第87計算期間	1.85
第88計算期間	6.14
第89計算期間	23.03
第90計算期間	3.25
第91計算期間	0.16
第92計算期間	11.93
第93計算期間	4.01
第94計算期間	8.60
第95計算期間	10.63
第96計算期間	3.10
第97計算期間	4.90
第98計算期間	1.23
第99計算期間	10.19
第100計算期間	0.23
第101計算期間	5.24
第102計算期間	5.57
第103計算期間	0.13
第104計算期間	5.68
第105計算期間	4.71
第106計算期間	6.46
第107計算期間	5.96
第108計算期間	9.37
第109計算期間	12.42
第110計算期間	0.49
第111計算期間	13.18
第112計算期間	10.13
第113計算期間	2.19
第114計算期間	1.27
第115計算期間	3.26
第116計算期間	5.53
第117計算期間	3.59
第118計算期間	2.82
第119計算期間	0.22
第120計算期間	3.40
第121計算期間	1.76
第122計算期間	0.82
第123計算期間	5.81
第124計算期間	0.17
第125計算期間	2.59
第126計算期間	1.16
第127計算期間	3.84
第128計算期間	5.90

第129計算期間	0.42
第130計算期間	4.96
第131計算期間	0.02
第132計算期間	2.40
第133計算期間	1.76
第134計算期間	2.81
第135計算期間	6.20
第136計算期間	5.40
第137計算期間	0.64
第138計算期間	0.89
第139計算期間	0.70
第140計算期間	1.01
第141計算期間	5.51

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第22計算期間	180,578,050	625,251,191	13,715,849,243
第23計算期間	1,209,963,516	873,878,037	14,051,934,722
第24計算期間	309,796,794	968,493,217	13,393,238,299
第25計算期間	134,160,214	800,697,620	12,726,700,893
第26計算期間	130,641,035	665,911,791	12,191,430,137
第27計算期間	49,844,985	376,905,468	11,864,369,654
第28計算期間	80,496,202	455,386,804	11,489,479,052
第29計算期間	107,357,394	519,592,716	11,077,243,730
第30計算期間	255,119,140	434,743,328	10,897,619,542
第31計算期間	705,789,936	997,142,701	10,606,266,777
第32計算期間	1,116,890,797	491,681,596	11,231,475,978
第33計算期間	1,293,781,035	409,918,227	12,115,338,786
第34計算期間	1,842,758,949	1,255,532,846	12,702,564,889
第35計算期間	1,718,155,343	481,830,685	13,938,889,547
第36計算期間	776,754,731	848,601,460	13,867,042,818
第37計算期間	706,095,160	588,586,919	13,984,551,059
第38計算期間	939,715,333	373,933,142	14,550,333,250
第39計算期間	625,631,951	552,104,719	14,623,860,482
第40計算期間	628,981,743	740,627,104	14,512,215,121
第41計算期間	1,631,312,011	1,183,593,298	14,959,933,834
第42計算期間	4,381,389,355	724,028,020	18,617,295,169
第43計算期間	4,232,677,772	1,783,454,137	21,066,518,804
第44計算期間	2,689,788,755	1,361,127,544	22,395,180,015
第45計算期間	1,134,908,415	872,057,650	22,658,030,780
第46計算期間	457,364,604	783,773,923	22,331,621,461

第47計算期間	370,123,231	452,804,679	22,248,940,013
第48計算期間	835,798,568	665,862,412	22,418,876,169
第49計算期間	162,594,122	988,497,482	21,592,972,809
第50計算期間	75,612,659	727,440,723	20,941,144,745
第51計算期間	80,793,229	964,118,543	20,057,819,431
第52計算期間	80,595,695	701,344,428	19,437,070,698
第53計算期間	158,516,030	553,746,701	19,041,840,027
第54計算期間	270,178,206	599,088,619	18,712,929,614
第55計算期間	382,801,294	1,215,857,489	17,879,873,419
第56計算期間	94,031,467	314,530,948	17,659,373,938
第57計算期間	116,994,137	702,464,680	17,073,903,395
第58計算期間	121,711,271	254,455,093	16,941,159,573
第59計算期間	195,469,360	352,377,998	16,784,250,935
第60計算期間	81,854,914	404,793,495	16,461,312,354
第61計算期間	41,106,441	700,575,432	15,801,843,363
第62計算期間	65,671,549	268,227,343	15,599,287,569
第63計算期間	45,622,099	352,793,523	15,292,116,145
第64計算期間	51,617,115	275,058,119	15,068,675,141
第65計算期間	41,193,120	284,344,595	14,825,523,666
第66計算期間	54,234,686	313,436,557	14,566,321,795
第67計算期間	58,453,346	167,591,983	14,457,183,158
第68計算期間	42,153,886	209,223,744	14,290,113,300
第69計算期間	46,771,517	339,906,945	13,996,977,872
第70計算期間	79,842,101	208,958,033	13,867,861,940
第71計算期間	44,159,839	256,051,241	13,655,970,538
第72計算期間	39,273,526	165,904,048	13,529,340,016
第73計算期間	72,448,939	342,189,525	13,259,599,430
第74計算期間	75,265,353	314,253,921	13,020,610,862
第75計算期間	75,296,543	190,600,242	12,905,307,163
第76計算期間	111,859,862	210,359,335	12,806,807,690
第77計算期間	54,257,288	1,105,418,142	11,755,646,836
第78計算期間	59,292,799	356,960,511	11,457,979,124
第79計算期間	58,732,652	380,437,016	11,136,274,760
第80計算期間	64,106,873	208,949,863	10,991,431,770
第81計算期間	227,925,679	112,288,863	11,107,068,586
第82計算期間	221,254,814	159,713,911	11,168,609,489
第83計算期間	673,293,496	251,481,013	11,590,421,972
第84計算期間	45,535,536	239,005,750	11,396,951,758
第85計算期間	255,078,322	267,487,811	11,384,542,269
第86計算期間	42,841,718	237,617,536	11,189,766,451
第87計算期間	73,752,283	353,400,012	10,910,118,722
第88計算期間	29,030,193	287,022,039	10,652,126,876

第89計算期間	51,174,171	542,827,415	10,160,473,632
第90計算期間	27,965,808	353,351,597	9,835,087,843
第91計算期間	36,247,035	461,244,039	9,410,090,839
第92計算期間	54,659,166	339,682,099	9,125,067,906
第93計算期間	35,835,333	203,814,871	8,957,088,368
第94計算期間	55,000,790	345,222,716	8,666,866,442
第95計算期間	33,873,124	258,887,081	8,441,852,485
第96計算期間	20,266,972	296,673,633	8,165,445,824
第97計算期間	18,717,537	182,030,287	8,002,133,074
第98計算期間	14,856,810	345,366,703	7,671,623,181
第99計算期間	20,481,061	354,189,123	7,337,915,119
第100計算期間	37,142,293	299,356,547	7,075,700,865
第101計算期間	16,659,938	198,428,279	6,893,932,524
第102計算期間	24,282,101	261,684,522	6,656,530,103
第103計算期間	27,309,200	135,524,627	6,548,314,676
第104計算期間	39,331,786	198,755,627	6,388,890,835
第105計算期間	46,606,928	207,378,822	6,228,118,941
第106計算期間	122,336,561	59,851,814	6,290,603,688
第107計算期間	97,637,369	94,073,401	6,294,167,656
第108計算期間	25,433,076	63,575,072	6,256,025,660
第109計算期間	28,208,866	126,047,400	6,158,187,126
第110計算期間	41,546,968	65,372,372	6,134,361,722
第111計算期間	36,971,796	77,069,237	6,094,264,281
第112計算期間	26,259,068	114,620,313	6,005,903,036
第113計算期間	11,333,732	76,896,405	5,940,340,363
第114計算期間	82,856,608	43,742,736	5,979,454,235
第115計算期間	80,788,353	14,086,615	6,046,155,973
第116計算期間	10,279,407	114,860,158	5,941,575,222
第117計算期間	10,613,974	116,989,032	5,835,200,164
第118計算期間	34,260,551	72,330,472	5,797,130,243
第119計算期間	41,862,074	195,682,354	5,643,309,963
第120計算期間	9,498,261	96,556,934	5,556,251,290
第121計算期間	10,324,325	51,617,944	5,514,957,671
第122計算期間	8,345,121	109,884,017	5,413,418,775
第123計算期間	10,324,476	69,206,916	5,354,536,335
第124計算期間	8,380,273	103,072,532	5,259,844,076
第125計算期間	10,375,100	134,553,705	5,135,665,471
第126計算期間	7,234,874	152,228,769	4,990,671,576
第127計算期間	10,968,944	131,782,152	4,869,858,368
第128計算期間	6,293,611	197,236,236	4,678,915,743
第129計算期間	8,670,124	73,158,016	4,614,427,851
第130計算期間	8,042,145	85,164,531	4,537,305,465

第131計算期間	7,520,543	130,335,611	4,414,490,397
第132計算期間	11,478,366	40,404,967	4,385,563,796
第133計算期間	12,851,965	15,217,805	4,383,197,956
第134計算期間	9,495,202	76,263,022	4,316,430,136
第135計算期間	10,006,160	93,791,938	4,232,644,358
第136計算期間	11,898,622	67,486,565	4,177,056,415
第137計算期間	38,194,365	120,908,696	4,094,342,084
第138計算期間	19,050,879	61,928,654	4,051,464,309
第139計算期間	60,586,110	35,332,351	4,076,718,068
第140計算期間	251,423,939	96,714,995	4,231,427,012
第141計算期間	78,715,324	51,078,106	4,259,064,230

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【投資状況】

2025年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	12,231,123,011	99.10
親投資信託受益証券	日本	1,002,192	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	109,849,431	0.89
純資産総額		12,341,974,634	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	ＵＳエネルギーＭＬＰファンド	20,888,799,509	0.54	11,459,790,929	0.58	12,231,123,011	99.10
日本	親投資信託受益証券	マナー・プール マザーファンド	996,215	1.0058	1,001,993	1.0060	1,002,192	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.10
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第22計算期間末日（2015年 5月13日）	148,879,710,926	149,314,138,982	10,281	10,311
第23計算期間末日（2015年 6月15日）	127,146,102,941	127,527,844,068	9,992	10,022
第24計算期間末日（2015年 7月13日）	111,646,544,391	111,994,967,910	9,613	9,643
第25計算期間末日（2015年 8月13日）	95,289,175,043	95,605,737,120	9,030	9,060
第26計算期間末日（2015年 9月14日）	74,830,097,407	75,118,318,059	7,789	7,819
第27計算期間末日（2015年10月13日）	73,087,035,624	73,362,183,597	7,969	7,999
第28計算期間末日（2015年11月13日）	59,872,980,209	60,136,602,873	6,813	6,843
第29計算期間末日（2015年12月14日）	43,122,861,908	43,369,791,191	5,239	5,269
第30計算期間末日（2016年 1月13日）	35,636,865,875	35,876,483,913	4,462	4,492
第31計算期間末日（2016年 2月15日）	29,680,636,927	29,917,705,881	3,756	3,786
第32計算期間末日（2016年 3月14日）	37,620,211,901	37,856,971,253	4,767	4,797
第33計算期間末日（2016年 4月13日）	39,675,228,850	39,913,206,100	5,002	5,032
第34計算期間末日（2016年 5月13日）	44,606,473,390	44,843,957,857	5,635	5,665
第35計算期間末日（2016年 6月13日）	44,631,118,322	44,867,130,432	5,673	5,703
第36計算期間末日（2016年 7月13日）	45,515,513,274	45,750,139,294	5,820	5,850
第37計算期間末日（2016年 8月15日）	43,944,857,608	44,178,065,394	5,653	5,683
第38計算期間末日（2016年 9月13日）	43,915,550,259	44,147,608,950	5,677	5,707
第39計算期間末日（2016年10月13日）	44,802,423,094	45,033,694,172	5,812	5,842
第40計算期間末日（2016年11月14日）	45,581,701,585	45,813,381,703	5,902	5,932
第41計算期間末日（2016年12月13日）	51,034,876,201	51,265,265,314	6,645	6,675
第42計算期間末日（2017年 1月13日）	55,720,305,196	55,960,921,165	6,947	6,977
第43計算期間末日（2017年 2月13日）	61,094,326,861	61,345,920,183	7,285	7,315
第44計算期間末日（2017年 3月13日）	60,503,994,453	60,762,962,733	7,009	7,039
第45計算期間末日（2017年 4月13日）	58,550,117,116	58,811,130,666	6,730	6,760
第46計算期間末日（2017年 5月15日）	58,692,509,535	58,951,858,329	6,789	6,819
第47計算期間末日（2017年 6月13日）	53,186,760,950	53,445,164,214	6,175	6,205
第48計算期間末日（2017年 7月13日）	56,032,045,152	56,290,480,447	6,504	6,534
第49計算期間末日（2017年 8月14日）	51,676,978,381	51,932,095,134	6,077	6,107
第50計算期間末日（2017年 9月13日）	52,026,612,059	52,278,138,891	6,205	6,235
第51計算期間末日（2017年10月13日）	51,840,958,540	52,085,028,857	6,372	6,402
第52計算期間末日（2017年11月13日）	47,378,866,125	47,615,445,779	6,008	6,038
第53計算期間末日（2017年12月13日）	46,056,163,311	46,286,850,938	5,989	6,019

第54計算期間末日	(2018年 1月15日)	48,073,445,347	48,297,716,543	6,431	6,461
第55計算期間末日	(2018年 2月13日)	40,650,303,208	40,867,807,202	5,607	5,637
第56計算期間末日	(2018年 3月13日)	38,116,797,696	38,330,251,526	5,357	5,387
第57計算期間末日	(2018年 4月13日)	35,636,276,878	35,845,839,430	5,102	5,132
第58計算期間末日	(2018年 5月14日)	38,027,957,264	38,235,629,532	5,493	5,523
第59計算期間末日	(2018年 6月13日)	39,755,005,776	39,958,734,939	5,854	5,884
第60計算期間末日	(2018年 7月13日)	38,401,654,771	38,599,679,536	5,818	5,848
第61計算期間末日	(2018年 8月13日)	38,976,812,698	39,170,141,531	6,048	6,078
第62計算期間末日	(2018年 9月13日)	37,181,982,305	37,371,262,280	5,893	5,923
第63計算期間末日	(2018年10月15日)	35,252,573,186	35,437,694,493	5,713	5,743
第64計算期間末日	(2018年11月13日)	33,197,081,267	33,379,878,193	5,448	5,478
第65計算期間末日	(2018年12月13日)	31,297,985,401	31,477,570,288	5,228	5,258
第66計算期間末日	(2019年 1月15日)	29,127,744,054	29,304,753,848	4,937	4,967
第67計算期間末日	(2019年 2月13日)	30,300,963,300	30,476,596,226	5,176	5,206
第68計算期間末日	(2019年 3月13日)	30,367,147,298	30,540,449,004	5,257	5,287
第69計算期間末日	(2019年 4月15日)	31,374,214,052	31,546,066,878	5,477	5,507
第70計算期間末日	(2019年 5月13日)	29,501,176,279	29,671,764,354	5,188	5,218
第71計算期間末日	(2019年 6月13日)	27,875,352,445	28,044,821,328	4,935	4,965
第72計算期間末日	(2019年 7月16日)	28,848,915,196	29,017,345,122	5,138	5,168
第73計算期間末日	(2019年 8月13日)	24,849,097,628	25,016,002,241	4,466	4,496
第74計算期間末日	(2019年 9月13日)	25,522,711,134	25,688,070,064	4,630	4,660
第75計算期間末日	(2019年10月15日)	24,728,252,416	24,893,612,327	4,486	4,516
第76計算期間末日	(2019年11月13日)	23,385,736,638	23,549,330,305	4,289	4,319
第77計算期間末日	(2019年12月13日)	23,203,504,379	23,363,148,690	4,360	4,390
第78計算期間末日	(2020年 1月14日)	23,850,427,757	24,007,030,365	4,569	4,599
第79計算期間末日	(2020年 2月13日)	21,915,788,812	22,019,452,113	4,228	4,248
第80計算期間末日	(2020年 3月13日)	10,120,443,229	10,222,784,935	1,978	1,998
第81計算期間末日	(2020年 4月13日)	11,711,543,974	11,815,040,162	2,263	2,283
第82計算期間末日	(2020年 5月13日)	13,976,303,274	14,080,757,426	2,676	2,696
第83計算期間末日	(2020年 6月15日)	15,515,875,842	15,620,824,416	2,957	2,977
第84計算期間末日	(2020年 7月13日)	13,635,031,712	13,739,150,738	2,619	2,639
第85計算期間末日	(2020年 8月13日)	14,740,966,361	14,844,786,002	2,840	2,860
第86計算期間末日	(2020年 9月14日)	12,488,357,562	12,591,493,472	2,422	2,442
第87計算期間末日	(2020年10月13日)	12,462,442,831	12,513,537,637	2,439	2,449
第88計算期間末日	(2020年11月13日)	12,853,096,832	12,903,151,770	2,568	2,578
第89計算期間末日	(2020年12月14日)	15,015,289,620	15,063,251,350	3,131	3,141
第90計算期間末日	(2021年 1月13日)	14,981,188,118	15,027,733,367	3,219	3,229
第91計算期間末日	(2021年 2月15日)	14,707,909,983	14,753,051,878	3,258	3,268
第92計算期間末日	(2021年 3月15日)	16,418,514,520	16,462,038,302	3,772	3,782
第93計算期間末日	(2021年 4月13日)	15,477,125,394	15,519,789,058	3,628	3,638
第94計算期間末日	(2021年 5月13日)	16,447,728,749	16,489,518,601	3,936	3,946
第95計算期間末日	(2021年 6月14日)	17,770,563,450	17,811,341,492	4,358	4,368

第96計算期間末日	(2021年 7月13日)	17,019,933,790	17,060,157,011	4,231	4,241
第97計算期間末日	(2021年 8月13日)	15,887,277,651	15,926,871,242	4,013	4,023
第98計算期間末日	(2021年 9月13日)	15,307,694,875	15,346,595,480	3,935	3,945
第99計算期間末日	(2021年10月13日)	16,995,715,515	17,033,813,895	4,461	4,471
第100計算期間末日	(2021年11月15日)	16,330,943,911	16,367,544,840	4,462	4,472
第101計算期間末日	(2021年12月13日)	14,872,782,074	14,908,234,355	4,195	4,205
第102計算期間末日	(2022年 1月13日)	15,297,605,452	15,331,857,500	4,466	4,476
第103計算期間末日	(2022年 2月14日)	15,068,381,623	15,102,022,172	4,479	4,489
第104計算期間末日	(2022年 3月14日)	15,863,397,830	15,896,339,521	4,816	4,826
第105計算期間末日	(2022年 4月13日)	17,316,023,339	17,348,245,796	5,374	5,384
第106計算期間末日	(2022年 5月13日)	16,825,778,902	16,858,512,361	5,140	5,150
第107計算期間末日	(2022年 6月13日)	18,781,535,820	18,814,491,363	5,699	5,709
第108計算期間末日	(2022年 7月13日)	17,055,437,026	17,088,077,597	5,225	5,235
第109計算期間末日	(2022年 8月15日)	18,458,860,155	18,491,117,831	5,722	5,732
第110計算期間末日	(2022年 9月13日)	19,427,352,410	19,458,912,553	6,156	6,166
第111計算期間末日	(2022年10月13日)	17,126,075,719	17,157,203,999	5,502	5,512
第112計算期間末日	(2022年11月14日)	17,791,154,545	17,821,891,560	5,788	5,798
第113計算期間末日	(2022年12月13日)	17,063,908,117	17,094,367,199	5,602	5,612
第114計算期間末日	(2023年 1月13日)	16,050,495,697	16,080,492,247	5,351	5,361
第115計算期間末日	(2023年 2月13日)	15,687,204,393	15,716,886,177	5,285	5,295
第116計算期間末日	(2023年 3月13日)	14,916,172,681	14,945,474,479	5,091	5,101
第117計算期間末日	(2023年 4月13日)	15,227,593,809	15,256,622,520	5,246	5,256
第118計算期間末日	(2023年 5月15日)	14,986,366,301	15,015,131,323	5,210	5,220
第119計算期間末日	(2023年 6月13日)	14,932,876,055	14,960,808,379	5,346	5,356
第120計算期間末日	(2023年 7月13日)	14,945,936,182	14,973,074,439	5,507	5,517
第121計算期間末日	(2023年 8月14日)	15,168,062,204	15,194,826,200	5,667	5,677
第122計算期間末日	(2023年 9月13日)	15,071,126,589	15,097,474,493	5,720	5,730
第123計算期間末日	(2023年10月13日)	14,288,755,467	14,314,744,868	5,498	5,508
第124計算期間末日	(2023年11月13日)	14,297,380,347	14,322,966,715	5,588	5,598
第125計算期間末日	(2023年12月13日)	13,664,613,914	13,689,335,606	5,527	5,537
第126計算期間末日	(2024年 1月15日)	13,405,436,963	13,429,383,815	5,598	5,608
第127計算期間末日	(2024年 2月13日)	12,957,360,550	12,980,691,778	5,554	5,564
第128計算期間末日	(2024年 3月13日)	13,093,890,010	13,116,343,859	5,831	5,841
第129計算期間末日	(2024年 4月15日)	13,373,292,969	13,395,191,105	6,107	6,117
第130計算期間末日	(2024年 5月13日)	14,119,752,143	14,141,347,679	6,538	6,548
第131計算期間末日	(2024年 6月13日)	14,009,889,758	14,031,123,287	6,598	6,608
第132計算期間末日	(2024年 7月16日)	14,144,985,889	14,165,637,488	6,849	6,859
第133計算期間末日	(2024年 8月13日)	12,734,487,164	12,754,789,950	6,272	6,282
第134計算期間末日	(2024年 9月13日)	12,431,070,890	12,451,065,741	6,217	6,227
第135計算期間末日	(2024年10月15日)	13,615,674,951	13,635,160,802	6,987	6,997
第136計算期間末日	(2024年11月13日)	14,518,043,194	14,537,041,232	7,642	7,652
第137計算期間末日	(2024年12月13日)	14,063,757,170	14,082,456,479	7,521	7,531

第138計算期間末日	(2025年 1月14日)	14,155,473,880	14,173,868,817	7,695	7,705
第139計算期間末日	(2025年 2月13日)	13,745,730,508	13,763,761,319	7,623	7,633
第140計算期間末日	(2025年 3月13日)	12,989,640,878	13,007,536,732	7,258	7,268
第141計算期間末日	(2025年 4月14日)	11,662,935,379	11,680,519,799	6,633	6,643
	2024年 4月末日	13,807,470,283	—	6,361	—
	5月末日	14,061,752,948	—	6,532	—
	6月末日	14,332,602,497	—	6,839	—
	7月末日	13,474,104,050	—	6,579	—
	8月末日	12,927,197,162	—	6,418	—
	9月末日	12,783,899,642	—	6,440	—
	10月末日	13,733,802,256	—	7,108	—
	11月末日	14,637,391,380	—	7,776	—
	12月末日	14,004,087,410	—	7,596	—
	2025年 1月末日	14,289,198,328	—	7,820	—
	2月末日	13,141,667,898	—	7,320	—
	3月末日	13,447,662,189	—	7,565	—
	4月末日	12,341,974,634	—	7,038	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円

第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円

第86計算期間	20円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円
第112計算期間	10円
第113計算期間	10円
第114計算期間	10円
第115計算期間	10円
第116計算期間	10円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	10円
第121計算期間	10円
第122計算期間	10円
第123計算期間	10円
第124計算期間	10円
第125計算期間	10円
第126計算期間	10円
第127計算期間	10円

第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	10円
第140計算期間	10円
第141計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第22計算期間	0.55
第23計算期間	2.51
第24計算期間	3.49
第25計算期間	5.75
第26計算期間	13.41
第27計算期間	2.69
第28計算期間	14.12
第29計算期間	22.66
第30計算期間	14.25
第31計算期間	15.15
第32計算期間	27.71
第33計算期間	5.55
第34計算期間	13.25
第35計算期間	1.20
第36計算期間	3.12
第37計算期間	2.35
第38計算期間	0.95
第39計算期間	2.90
第40計算期間	2.06
第41計算期間	13.09
第42計算期間	4.99
第43計算期間	5.29
第44計算期間	3.37
第45計算期間	3.55
第46計算期間	1.32

第47計算期間	8.60
第48計算期間	5.81
第49計算期間	6.10
第50計算期間	2.59
第51計算期間	3.17
第52計算期間	5.24
第53計算期間	0.18
第54計算期間	7.88
第55計算期間	12.34
第56計算期間	3.92
第57計算期間	4.20
第58計算期間	8.25
第59計算期間	7.11
第60計算期間	0.10
第61計算期間	4.46
第62計算期間	2.06
第63計算期間	2.54
第64計算期間	4.11
第65計算期間	3.48
第66計算期間	4.99
第67計算期間	5.44
第68計算期間	2.14
第69計算期間	4.75
第70計算期間	4.72
第71計算期間	4.29
第72計算期間	4.72
第73計算期間	12.49
第74計算期間	4.34
第75計算期間	2.46
第76計算期間	3.72
第77計算期間	2.35
第78計算期間	5.48
第79計算期間	7.02
第80計算期間	52.74
第81計算期間	15.41
第82計算期間	19.13
第83計算期間	11.24
第84計算期間	10.75
第85計算期間	9.20
第86計算期間	14.01
第87計算期間	1.11
第88計算期間	5.69

第89計算期間	22.31
第90計算期間	3.12
第91計算期間	1.52
第92計算期間	16.08
第93計算期間	3.55
第94計算期間	8.76
第95計算期間	10.97
第96計算期間	2.68
第97計算期間	4.91
第98計算期間	1.69
第99計算期間	13.62
第100計算期間	0.24
第101計算期間	5.75
第102計算期間	6.69
第103計算期間	0.51
第104計算期間	7.74
第105計算期間	11.79
第106計算期間	4.16
第107計算期間	11.07
第108計算期間	8.14
第109計算期間	9.70
第110計算期間	7.75
第111計算期間	10.46
第112計算期間	5.37
第113計算期間	3.04
第114計算期間	4.30
第115計算期間	1.04
第116計算期間	3.48
第117計算期間	3.24
第118計算期間	0.49
第119計算期間	2.80
第120計算期間	3.19
第121計算期間	3.08
第122計算期間	1.11
第123計算期間	3.70
第124計算期間	1.81
第125計算期間	0.91
第126計算期間	1.46
第127計算期間	0.60
第128計算期間	5.16
第129計算期間	4.90
第130計算期間	7.22

第131計算期間	1.07
第132計算期間	3.95
第133計算期間	8.27
第134計算期間	0.71
第135計算期間	12.54
第136計算期間	9.51
第137計算期間	1.45
第138計算期間	2.44
第139計算期間	0.80
第140計算期間	4.65
第141計算期間	8.47

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第22計算期間	1,066,575,899	14,652,789,772	144,809,352,186
第23計算期間	961,064,577	18,523,374,409	127,247,042,354
第24計算期間	717,018,687	11,822,888,039	116,141,173,002
第25計算期間	501,473,453	11,121,953,817	105,520,692,638
第26計算期間	348,112,161	9,795,253,842	96,073,550,957
第27計算期間	191,473,463	4,549,033,356	91,715,991,064
第28計算期間	319,018,333	4,160,787,806	87,874,221,591
第29計算期間	544,834,501	6,109,294,773	82,309,761,319
第30計算期間	851,783,494	3,288,865,260	79,872,679,553
第31計算期間	815,655,350	1,665,350,109	79,022,984,794
第32計算期間	1,238,423,935	1,341,624,710	78,919,784,019
第33計算期間	1,353,540,152	947,574,033	79,325,750,138
第34計算期間	1,104,784,669	1,269,045,800	79,161,489,007
第35計算期間	1,481,214,211	1,971,999,792	78,670,703,426
第36計算期間	653,363,289	1,115,393,290	78,208,673,425
第37計算期間	974,857,164	1,447,601,755	77,735,928,834
第38計算期間	906,312,342	1,289,344,127	77,352,897,049
第39計算期間	1,225,960,074	1,488,497,721	77,090,359,402
第40計算期間	1,360,132,267	1,223,785,614	77,226,706,055
第41計算期間	2,989,291,684	3,419,626,451	76,796,371,288
第42計算期間	5,573,173,961	2,164,222,064	80,205,323,185
第43計算期間	5,376,912,589	1,717,794,913	83,864,440,861
第44計算期間	4,246,509,637	1,788,190,397	86,322,760,101
第45計算期間	2,547,177,992	1,865,421,167	87,004,516,926
第46計算期間	1,018,109,435	1,573,028,305	86,449,598,056
第47計算期間	1,306,851,882	1,622,028,469	86,134,421,469
第48計算期間	1,724,771,237	1,714,094,047	86,145,098,659

第49計算期間	930,766,648	2,036,947,329	85,038,917,978
第50計算期間	491,574,656	1,688,215,226	83,842,277,408
第51計算期間	362,096,597	2,847,601,650	81,356,772,355
第52計算期間	586,230,981	3,083,118,339	78,859,884,997
第53計算期間	442,627,325	2,406,636,620	76,895,875,702
第54計算期間	716,492,210	2,855,302,449	74,757,065,463
第55計算期間	470,141,339	2,725,875,394	72,501,331,408
第56計算期間	308,224,249	1,658,278,888	71,151,276,769
第57計算期間	454,826,369	1,751,918,962	69,854,184,176
第58計算期間	373,119,890	1,003,214,597	69,224,089,469
第59計算期間	450,847,172	1,765,215,344	67,909,721,297
第60計算期間	210,297,457	2,111,763,425	66,008,255,329
第61計算期間	221,877,759	1,787,188,692	64,442,944,396
第62計算期間	297,934,821	1,647,554,091	63,093,325,126
第63計算期間	197,884,213	1,584,106,952	61,707,102,387
第64計算期間	149,806,108	924,599,554	60,932,308,941
第65計算期間	146,940,668	1,217,620,293	59,861,629,316
第66計算期間	195,827,693	1,054,192,292	59,003,264,717
第67計算期間	233,293,397	692,249,289	58,544,308,825
第68計算期間	141,887,734	918,960,957	57,767,235,602
第69計算期間	365,161,543	848,121,718	57,284,275,427
第70計算期間	153,564,367	575,147,826	56,862,691,968
第71計算期間	174,211,553	547,275,677	56,489,627,844
第72計算期間	216,713,316	563,032,241	56,143,308,919
第73計算期間	206,617,730	715,055,569	55,634,871,080
第74計算期間	267,612,890	782,840,427	55,119,643,543
第75計算期間	477,338,050	477,011,164	55,119,970,429
第76計算期間	187,665,036	776,412,915	54,531,222,550
第77計算期間	191,077,866	1,507,530,059	53,214,770,357
第78計算期間	284,935,972	1,298,836,820	52,200,869,509
第79計算期間	332,666,909	701,885,557	51,831,650,861
第80計算期間	423,462,912	1,084,260,630	51,170,853,143
第81計算期間	1,378,347,354	801,106,184	51,748,094,313
第82計算期間	900,589,110	421,607,130	52,227,076,293
第83計算期間	1,067,345,587	820,134,531	52,474,287,349
第84計算期間	314,391,483	729,165,472	52,059,513,360
第85計算期間	351,946,445	501,639,013	51,909,820,792
第86計算期間	251,366,461	593,231,897	51,567,955,356
第87計算期間	278,489,214	751,637,885	51,094,806,685
第88計算期間	267,879,968	1,307,747,927	50,054,938,726
第89計算期間	134,834,817	2,228,042,666	47,961,730,877
第90計算期間	92,786,175	1,509,267,544	46,545,249,508

第91計算期間	155,135,127	1,558,489,258	45,141,895,377
第92計算期間	323,040,661	1,941,153,383	43,523,782,655
第93計算期間	182,333,488	1,042,451,385	42,663,664,758
第94計算期間	116,094,820	989,907,159	41,789,852,419
第95計算期間	304,920,608	1,316,730,233	40,778,042,794
第96計算期間	235,625,182	790,446,155	40,223,221,821
第97計算期間	235,348,671	864,979,230	39,593,591,262
第98計算期間	55,419,170	748,404,872	38,900,605,560
第99計算期間	103,321,265	905,546,162	38,098,380,663
第100計算期間	228,428,672	1,725,879,412	36,600,929,923
第101計算期間	59,579,823	1,208,228,565	35,452,281,181
第102計算期間	79,145,048	1,279,377,523	34,252,048,706
第103計算期間	93,579,427	705,078,880	33,640,549,253
第104計算期間	271,257,156	970,115,254	32,941,691,155
第105計算期間	326,634,712	1,045,868,384	32,222,457,483
第106計算期間	1,244,898,040	733,896,511	32,733,459,012
第107計算期間	979,528,389	757,443,820	32,955,543,581
第108計算期間	288,914,524	603,886,763	32,640,571,342
第109計算期間	159,740,360	542,635,101	32,257,676,601
第110計算期間	456,173,863	1,153,706,482	31,560,143,982
第111計算期間	377,118,420	808,981,562	31,128,280,840
第112計算期間	242,979,422	634,245,204	30,737,015,058
第113計算期間	111,002,699	388,935,093	30,459,082,664
第114計算期間	73,640,024	536,172,261	29,996,550,427
第115計算期間	77,857,507	392,622,979	29,681,784,955
第116計算期間	69,247,541	449,233,992	29,301,798,504
第117計算期間	51,737,284	324,824,509	29,028,711,279
第118計算期間	44,002,992	307,692,056	28,765,022,215
第119計算期間	44,549,880	877,247,690	27,932,324,405
第120計算期間	73,821,226	867,888,356	27,138,257,275
第121計算期間	33,686,183	407,946,729	26,763,996,729
第122計算期間	25,450,296	441,542,729	26,347,904,296
第123計算期間	60,402,006	418,904,670	25,989,401,632
第124計算期間	29,498,992	432,531,631	25,586,368,993
第125計算期間	24,919,897	889,596,381	24,721,692,509
第126計算期間	21,850,679	796,691,024	23,946,852,164
第127計算期間	19,096,835	634,720,503	23,331,228,496
第128計算期間	57,234,974	934,614,131	22,453,849,339
第129計算期間	45,187,439	600,900,259	21,898,136,519
第130計算期間	27,245,462	329,845,685	21,595,536,296
第131計算期間	266,791,155	628,797,908	21,233,529,543
第132計算期間	17,237,028	599,167,310	20,651,599,261

第133計算期間	23,305,483	372,118,709	20,302,786,035
第134計算期間	30,101,645	338,035,886	19,994,851,794
第135計算期間	21,246,118	530,246,808	19,485,851,104
第136計算期間	255,119,785	742,932,606	18,998,038,283
第137計算期間	245,153,324	543,882,077	18,699,309,530
第138計算期間	19,661,781	324,034,121	18,394,937,190
第139計算期間	197,833,955	561,959,967	18,030,811,178
第140計算期間	108,678,254	243,635,424	17,895,854,008
第141計算期間	20,089,050	331,522,698	17,584,420,360

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

2025年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	14,775,472	100.00
純資産総額		14,775,472	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

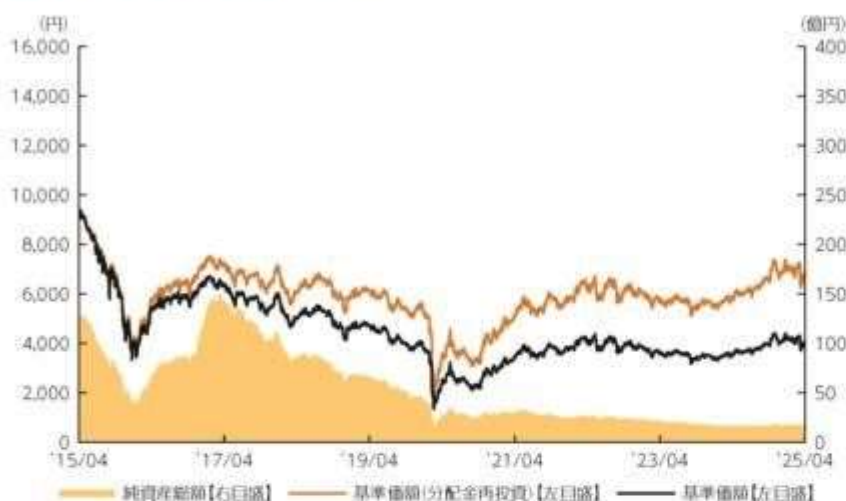


運用実績

2025年4月30日現在

為替ヘッジあり

■ 基準価額・純資産の推移 2015年4月30日～2025年4月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	4,095円
純資産総額	17.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2025年4月	5円
2025年3月	5円
2025年2月	5円
2025年1月	10円
2024年12月	10円
2024年11月	10円

直近1年間累計 105円

設定来累計 3,875円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

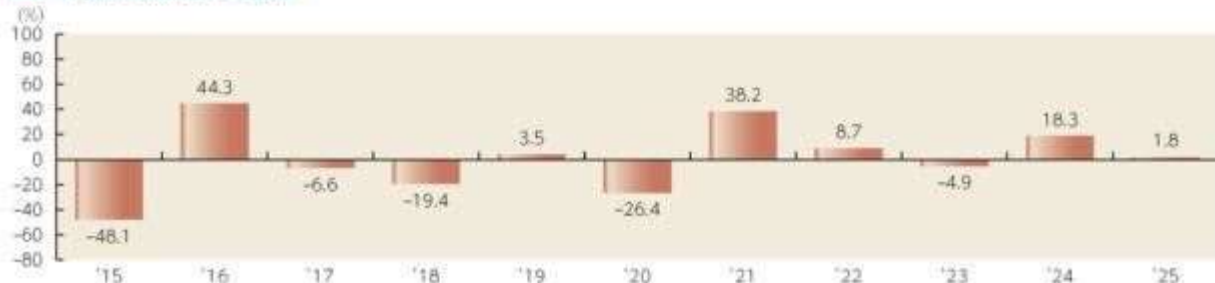
資産構成	比率
USエネルギーMLPファンド	97.7%
マネー・プール マザーファンド	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	2.2%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 シェニエール・エナジー	石油・ガス貯蔵・輸送	7.9%
2 クリアウェイ・エナジー	再生エネルギー系発電事業者	7.8%
3 ウィリアムズ・カンパニーズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.8%
4 DTミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.7%
5 アンテロ・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.3%
6 センプラ	総合公益事業	7.1%
7 タルガ・リソーシズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.1%
8 ペンシバパイプライン	石油・ガス貯蔵・輸送	5.8%
9 センターポイント・エナジー	総合公益事業	5.5%
10 プレーンズGPホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	5.5%

- ・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの、Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが発行した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移

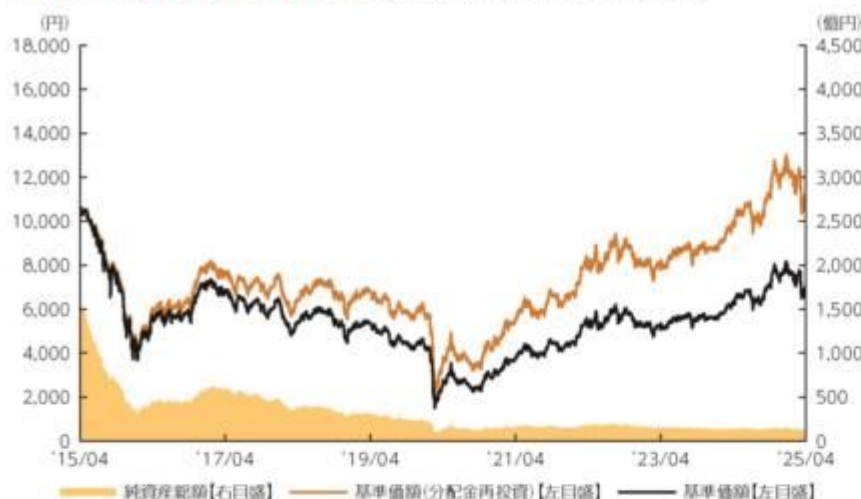


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2025年は年初から4月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

為替ヘッジなし

■ 基準価額・純資産の推移 2015年4月30日～2025年4月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	7,038円
純資産総額	123.4億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2025年4月	10円
2025年3月	10円
2025年2月	10円
2025年1月	10円
2024年12月	10円
2024年11月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,730円

●分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

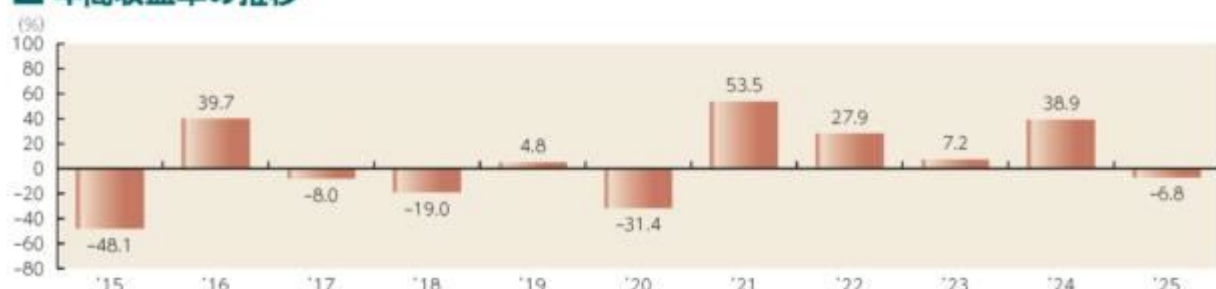
資産構成	比率
USエネルギーMLPファンド	99.1%
マネー・プール マザーファンド	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.9%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 シェニエール・エナジー	石油・ガス貯蔵・輸送	7.9%
2 クリアウェイ・エナジー	再生エネルギー系発電事業者	7.8%
3 ウィリアムズ・カンパニーズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.8%
4 DTミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.7%
5 アンテロ・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.3%
6 センプラ	総合公益事業	7.1%
7 タルガ・リソーシズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.1%
8 ベンピナ・パイプライン	石油・ガス貯蔵・輸送	5.8%
9 センターポイント・エナジー	総合公益事業	5.5%
10 プレーンズGPホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	5.5%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2025年は年初から4月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

その他

- ・ スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも、同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufig.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合も、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・ 外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・ 外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・ 市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2028年6月13日まで（2013年6月28日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。第１期計算期間は信託契約締結日から2013年8月13日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・ 各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または各ファンドのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合
- ・ 信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監

監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年4月および10月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年10月16日から2025年4月14日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	15,021,829	37,224,038
コール・ローン	67,755,253	11,620,608
投資信託受益証券	1,655,320,764	1,567,944,076
親投資信託受益証券	1,000,498	1,001,993
派生商品評価勘定	-	560,115
未収入金	21,990,810	56,227,777
未収利息	397	147
流動資産合計	1,761,089,551	1,674,578,754
資産合計	1,761,089,551	1,674,578,754
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	62,289,021	7,175,557
未払金	1,253,681	22,877,296
未払収益分配金	4,232,644	2,129,532
未払解約金	6,742,109	1,227,415
未払受託者報酬	48,136	50,556
未払委託者報酬	1,684,710	1,769,523
その他未払費用	16,035	16,844
流動負債合計	76,266,336	35,246,723
負債合計	76,266,336	35,246,723
純資産の部		
元本等		
元本	4,232,644,358	4,259,064,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,547,821,143	2,619,732,199
（分配準備積立金）	150,846,366	145,348,219
元本等合計	1,684,823,215	1,639,332,031
純資産合計	1,684,823,215	1,639,332,031
負債純資産合計	1,761,089,551	1,674,578,754

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日
営業収益		
配当株式	41,532,211	36,034,872
受取利息	377,817	343,910
有価証券売買等損益	245,582,358	26,903,131
為替差損益	42,896,694	36,004,754
営業収益合計	244,595,692	26,529,103
営業費用		
受託者報酬	271,005	280,081
委託者報酬	9,485,099	9,802,825
その他費用	234,309	153,802
営業費用合計	9,990,413	10,236,708
営業利益又は営業損失（ ）	234,605,279	36,765,811
経常利益又は経常損失（ ）	234,605,279	36,765,811
当期純利益又は当期純損失（ ）	234,605,279	36,765,811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,743,720	599,034
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,995,816,156	2,547,821,143
剰余金増加額又は欠損金減少額	279,857,762	255,175,761
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	279,857,762	255,175,761
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,454,679	271,115,506
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,454,679	271,115,506
分配金	26,269,629	18,606,466
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,547,821,143	2,619,732,199

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 . デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 . その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 6 0 条および第 6 1 条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年4月13日および10月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2024年10月16日から2025年 4月14日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
1 . 期首元本額	4,614,427,851円	4,232,644,358円
期中追加設定元本額	59,394,381円	459,869,239円
期中一部解約元本額	441,177,874円	433,449,367円
2 . 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,547,821,143円	2,619,732,199円
3 . 受益権の総数	4,232,644,358口	4,259,064,230口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日			当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日		
1 . 分配金の計算過程 第130期 2024年 4月16日 2024年 5月13日			1 . 分配金の計算過程 第136期 2024年10月16日 2024年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,638,538円	費用控除後の配当等収益額	A	6,399,256円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	404,194,910円	収益調整金額	C	374,212,526円
分配準備積立金額	D	151,700,795円	分配準備積立金額	D	148,465,159円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	562,534,243円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	529,076,941円
当ファンドの期末残存口数	F	4,537,305,465口	当ファンドの期末残存口数	F	4,177,056,415口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,239円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,266円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,537,305円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,177,056円
第131期 2024年 5月14日 2024年 6月13日			第137期 2024年11月14日 2024年12月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,687,602円	費用控除後の配当等収益額	A	4,956,073円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	393,503,656円	収益調整金額	C	368,177,860円
分配準備積立金額	D	149,402,945円	分配準備積立金額	D	146,402,520円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	548,594,203円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	519,536,453円
当ファンドの期末残存口数	F	4,414,490,397口	当ファンドの期末残存口数	F	4,094,342,084口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,242円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,268円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,414,490円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,094,342円
第132期 2024年 6月14日 2024年 7月16日			第138期 2024年12月14日 2025年 1月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,288,052円	費用控除後の配当等収益額	A	3,730,357円

前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日			当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	391,315,094円	収益調整金額	C	365,003,368円
分配準備積立金額	D	149,317,294円	分配準備積立金額	D	145,051,599円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	546,920,440円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	513,785,324円
当ファンドの期末残存口数	F	4,385,563,796口	当ファンドの期末残存口数	F	4,051,464,309口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,247円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,268円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,385,563円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,051,464円
第133期 2024年 7月17日 2024年 8月13日			第139期 2025年 1月15日 2025年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,053,450円	費用控除後の配当等収益額	A	5,240,060円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	391,547,406円	収益調整金額	C	369,439,394円
分配準備積立金額	D	150,705,359円	分配準備積立金額	D	143,516,654円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	547,306,215円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	518,196,108円
当ファンドの期末残存口数	F	4,383,197,956口	当ファンドの期末残存口数	F	4,076,718,068口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,248円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,271円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,383,197円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,038,359円
第134期 2024年 8月14日 2024年 9月13日			第140期 2025年 2月14日 2025年 3月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,932,705円	費用控除後の配当等収益額	A	3,653,019円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	385,907,598円	収益調整金額	C	392,731,690円
分配準備積立金額	D	148,765,906円	分配準備積立金額	D	143,254,595円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	541,606,209円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	539,639,304円
当ファンドの期末残存口数	F	4,316,430,136口	当ファンドの期末残存口数	F	4,231,427,012口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,254円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,275円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,316,430円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,115,713円
第135期 2024年 9月14日 2024年10月15日			第141期 2025年 3月14日 2025年 4月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,962,702円	費用控除後の配当等収益額	A	4,395,425円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	378,762,048円	収益調整金額	C	397,969,223円
分配準備積立金額	D	148,116,308円	分配準備積立金額	D	143,082,326円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	533,841,058円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	545,446,974円
当ファンドの期末残存口数	F	4,232,644,358口	当ファンドの期末残存口数	F	4,259,064,230口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,261円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,280円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,232,644円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,129,532円

（金融商品に関する注記）
1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	96,101,743	90,458,311

親投資信託受益証券	199	399
合計	96,101,942	90,457,912

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期〔2024年10月15日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,578,775,758	—	1,641,064,779	62,289,021
合計		1,578,775,758	—	1,641,064,779	62,289,021

当期〔2025年 4月14日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	36,840,527	—	37,011,191	170,664
	売建				
	アメリカドル	1,565,069,658	—	1,571,855,764	6,786,106
合計		1,601,910,185	—	1,608,866,955	6,615,442

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 〔2024年10月15日現在〕	当期 〔2025年 4月14日現在〕
1口当たり純資産額	0.3981円	0.3849円
(1万口当たり純資産額)	(3,981円)	(3,849円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
----	-----	-----	----	-----	----

円	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	996,215	1,001,993	
円合計			996,215	1,001,993	
アメリカドル	投資信託受益証券	ＵＳエネルギーＭＬＰファンド	2,844,864,027	10,947,036.77	
アメリカドル合計			2,844,864,027	10,947,036.77 (1,567,944,076)	
合計				1,568,946,069 (1,567,944,076)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.00%	99.94%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	15,021,942	14,367,145
コール・ローン	133,975,153	131,347,529
投資信託受益証券	13,483,134,820	11,575,007,365
親投資信託受益証券	1,000,498	1,001,993
未収入金	73,706,665	-
未収利息	786	1,665
流動資産合計	13,706,839,864	11,721,725,697
資産合計	13,706,839,864	11,721,725,697
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	300,304	-
未払収益分配金	19,485,851	17,584,420
未払解約金	57,679,700	27,520,532
未払受託者報酬	377,038	376,663
未払委託者報酬	13,196,350	13,183,160
その他未払費用	125,670	125,543
流動負債合計	91,164,913	58,790,318
負債合計	91,164,913	58,790,318
純資産の部		
元本等		
元本	19,485,851,104	17,584,420,360
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,870,176,153	5,921,484,981
（分配準備積立金）	1,598,233,638	1,500,215,215
元本等合計	13,615,674,951	11,662,935,379
純資産合計	13,615,674,951	11,662,935,379
負債純資産合計	13,706,839,864	11,721,725,697

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日
営業収益		
配当株式	346,811,726	295,190,364
受取利息	436,182	515,630
有価証券売買等損益	2,014,526,630	95,681,834
為替差損益	335,270,062	550,284,236
営業収益合計	2,026,504,476	350,260,076
営業費用		
受託者報酬	2,239,853	2,268,136
委託者報酬	78,394,816	79,384,483
その他費用	791,648	763,442
営業費用合計	81,426,317	82,416,061
営業利益又は営業損失（ ）	1,945,078,159	432,676,137
経常利益又は経常損失（ ）	1,945,078,159	432,676,137
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,945,078,159	432,676,137
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	28,290,032	11,202,938
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,524,843,550	5,870,176,153
剰余金増加額又は欠損金減少額	995,505,546	712,819,830
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	995,505,546	712,819,830
剰余金減少額又は欠損金増加額	134,362,124	210,646,214
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	134,362,124	210,646,214
分配金	123,264,152	109,603,369
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,870,176,153	5,921,484,981

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年４月１３日および１０月１３日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は２０２４年１０月１６日から２０２５年４月１４日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
1. 期首元本額	21,898,136,519円	19,485,851,104円
期中追加設定元本額	385,926,891円	846,536,149円
期中一部解約元本額	2,798,212,306円	2,747,966,893円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,870,176,153円	5,921,484,981円
3. 受益権の総数	19,485,851,104口	17,584,420,360口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日			当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日																																																														
1. 分配金の計算過程 第130期 2024年 4月16日 2024年 5月13日			1. 分配金の計算過程 第136期 2024年10月16日 2024年11月13日																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>56,734,296円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,377,912,914円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,600,840,236円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,035,487,446円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>21,595,536,296口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>1,868円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>21,595,536円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	56,734,296円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,377,912,914円	分配準備積立金額	D	1,600,840,236円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,035,487,446円	当ファンドの期末残存口数	F	21,595,536,296口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,868円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,595,536円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>53,238,446円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,136,786,130円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,538,408,289円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,728,432,865円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>18,998,038,283口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>1,962円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>18,998,038円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	53,238,446円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,136,786,130円	分配準備積立金額	D	1,538,408,289円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,728,432,865円	当ファンドの期末残存口数	F	18,998,038,283口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,962円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,998,038円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	56,734,296円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															
収益調整金額	C	2,377,912,914円																																																															
分配準備積立金額	D	1,600,840,236円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,035,487,446円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	21,595,536,296口																																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,868円																																																															
1万口当たり分配金額	H	10円																																																															
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,595,536円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	53,238,446円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															
収益調整金額	C	2,136,786,130円																																																															
分配準備積立金額	D	1,538,408,289円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,728,432,865円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	18,998,038,283口																																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,962円																																																															
1万口当たり分配金額	H	10円																																																															
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,998,038円																																																															
第131期 2024年 5月14日 2024年 6月13日			第137期 2024年11月14日 2024年12月13日																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>58,300,432円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,357,818,987円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,589,415,999円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,005,535,418円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>21,233,529,543口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>1,886円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>21,233,529円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	58,300,432円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,357,818,987円	分配準備積立金額	D	1,589,415,999円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,005,535,418円	当ファンドの期末残存口数	F	21,233,529,543口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,886円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,233,529円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>39,990,993円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,123,283,900円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,528,449,385円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,691,724,278円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>18,699,309,530口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>1,974円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>18,699,309円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,990,993円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,123,283,900円	分配準備積立金額	D	1,528,449,385円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,691,724,278円	当ファンドの期末残存口数	F	18,699,309,530口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,974円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,699,309円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	58,300,432円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															
収益調整金額	C	2,357,818,987円																																																															
分配準備積立金額	D	1,589,415,999円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,005,535,418円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	21,233,529,543口																																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,886円																																																															
1万口当たり分配金額	H	10円																																																															
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,233,529円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	39,990,993円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															
収益調整金額	C	2,123,283,900円																																																															
分配準備積立金額	D	1,528,449,385円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,691,724,278円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	18,699,309,530口																																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,974円																																																															
1万口当たり分配金額	H	10円																																																															
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,699,309円																																																															
第132期 2024年 6月14日 2024年 7月16日			第138期 2024年12月14日 2025年 1月14日																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>55,698,128円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	55,698,128円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>45,106,616円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	45,106,616円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																										
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	55,698,128円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	45,106,616円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																															

収益調整金額	C	2,294,501,324円
分配準備積立金額	D	1,580,944,383円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,931,143,835円
当ファンドの期末残存口数	F	20,651,599,261口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,903円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,651,599円

第133期
2024年 7月17日
2024年 8月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,784,964円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,257,550,481円
分配準備積立金額	D	1,587,042,253円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,887,377,698円
当ファンドの期末残存口数	F	20,302,786,035口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,914円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,302,786円

第134期
2024年 8月14日
2024年 9月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,688,665円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,225,688,412円
分配準備積立金額	D	1,582,974,650円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,851,351,727円
当ファンドの期末残存口数	F	19,994,851,794口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,926円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,994,851円

第135期
2024年 9月14日
2024年10月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,353,649円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,170,726,083円
分配準備積立金額	D	1,563,365,840円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,788,445,572円
当ファンドの期末残存口数	F	19,485,851,104口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,944円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,485,851円

収益調整金額	C	2,090,347,745円
分配準備積立金額	D	1,523,226,584円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,658,680,945円
当ファンドの期末残存口数	F	18,394,937,190口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,988円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,394,937円

第139期
2025年 1月15日
2025年 2月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,789,754円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,065,426,662円
分配準備積立金額	D	1,503,236,398円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,604,452,814円
当ファンドの期末残存口数	F	18,030,811,178口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,999円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,030,811円

第140期
2025年 2月14日
2025年 3月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,762,595円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,059,147,196円
分配準備積立金額	D	1,500,819,845円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,589,729,636円
当ファンドの期末残存口数	F	17,895,854,008口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,005円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,895,854円

第141期
2025年 3月14日
2025年 4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,868,973円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,025,008,963円
分配準備積立金額	D	1,484,930,662円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,542,808,598円
当ファンドの期末残存口数	F	17,584,420,360口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,014円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,584,420円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日
1 .金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同左
	また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記) に記載しております。	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024年10月15日現在]	当期 [2025年 4月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	789,677,206	679,821,118
親投資信託受益証券	199	399
合計	789,677,405	679,820,719

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [2024年10月15日現在]

--	--	--	--	--

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	73,396,461	—	73,696,765	300,304
合計		73,396,461	—	73,696,765	300,304

（注）時価の算定方法

- １ 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- ２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

当期〔2025年 4月14日現在〕

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 〔2024年10月15日現在〕	当期 〔2025年 4月14日現在〕
1口当たり純資産額	0.6987円	0.6633円
(1万口当たり純資産額)	(6,987円)	(6,633円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	996,215	1,001,993	
円合計			996,215	1,001,993	
アメリカドル	投資信託受益証券	ＵＳエネルギーＭＬＰファンド	21,001,592,176	80,814,126.69	
アメリカドル合計			21,001,592,176	80,814,126.69 (11,575,007,365)	
合計				11,576,009,358 (11,575,007,365)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
----	-----	------------------------	-------------------------

アメリカドル	投資信託受益証券	1銘柄	100.00%	99.99%
--------	----------	-----	---------	--------

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2025年 4月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,776,850
現先取引勘定	9,996,000
未収利息	60
流動資産合計	14,772,910
資産合計	14,772,910
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3
流動負債合計	3
負債合計	3
純資産の部	
元本等	
元本	14,687,129
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	85,778
元本等合計	14,772,907
純資産合計	14,772,907
負債純資産合計	14,772,910

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 4月14日現在]
1. 期首	2024年10月16日
期首元本額	15,431,440円
期中追加設定元本額	19,325,788円
期中一部解約元本額	20,070,099円
元本の内訳	
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円

	[2025年 4月14日現在]
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンド	10,044,879円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
合計	14,687,129円
2. 受益権の総数	14,687,129口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年10月16日 至 2025年 4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 4月14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2025年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0058円
(1万口当たり純資産額)	(10,058円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

2025年 4月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,750,139,507
負債総額	4,435,004
純資産総額（ - ）	1,745,704,503
発行済口数	4,262,927,400口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4095
（10,000口当たり）	（4,095）

【米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし】

【純資産額計算書】

2025年 4月30日現在

（単位：円）

資産総額	12,361,213,032
負債総額	19,238,398
純資産総額（ - ）	12,341,974,634
発行済口数	17,536,871,908口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7038
（10,000口当たり）	（7,038）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

2025年 4月30日現在

（単位：円）

資産総額	14,775,902
負債総額	430
純資産総額（ - ）	14,775,472
発行済口数	14,686,642口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0060
（10,000口当たり）	（10,060）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取

消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 （ 本 ）	純資産総額 （ 百万円 ）
追加型株式投資信託	802	40,042,475
追加型公社債投資信託	16	1,514,213
単位型株式投資信託	82	353,133
単位型公社債投資信託	42	102,558
合 計	942	42,012,378

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（ 1 ）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（ 2 ）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（ 1 ）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	2	1,485	2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,936	1	2,762
器具備品	1	1,531	1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,788	1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		807		474
未払金				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	2	7,523		8,878

その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
--	---	---

営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息	4	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料	4	214
その他	44	22

営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	3	20	3	18
固定資産売却損	2	65	2	6
減損損失		-	5	1,306
企業結合関連費用	6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	4	4,542	4	5,356
法人税等調整額		102		344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	有価証券報告書（内国投資）				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金	
	その他利益剰余金	

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	-
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	-
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

(損益計算書関係)

1.固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	-
計	16百万円	-

2.固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

3.固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

電話加入権	-	15百万円
計	20百万円	18百万円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	-
受取利息	12百万円	-
受取賃貸料	152百万円	-
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

5. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

6. 企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

7. 事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171百万円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	-
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	-
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	-
資産計	24,303	24,303	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注４） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注５） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15	-	15
金銭の信託	-	10,500	-	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788
資産計	2,014	22,288	-	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円）を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
--	----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（その他有価証券のその他31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の 発生額	79	207
退職給付の支払額	300	236
過去勤務費用の発生額	-	-
企業結合による影響額	226	-

退職給付債務の期末残高	3,652	3,437
-------------	-------	-------

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	62
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う 調整額	-	8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	2,492	2,350
	242	332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	157	92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	47	-
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 費用処理額	29	43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	-
その他	2	0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	42 百万円	その他未払 金	43 百万円
						経営管理	経営管理手 数料 (注4)	508 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	--------------	-------	--------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 （2024年9月末現在）	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	14,310 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
阿波証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＦＦＧ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。（2025年4月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年12月27日	臨時報告書
2025年 1月14日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年 1月14日	有価証券報告書
2025年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月18日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジありの2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジありの2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月18日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなしの2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国エネルギーＭＬＰオープン（毎月決算型）為替ヘッジなしの2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。